

# レジ袋有料制凍結：地方のスーパー・チェーンの例

国際地域学部国際観光学科教授

和田 尚久

## はじめに

本論は、レジ袋の削減手段としての、その有料化に関するものである。本論で扱う事例は一つであるが、複数の事業者が有料化を見直したと報道されている<sup>1)</sup>、栃木県における有料制導入の凍結を扱ったものである。

以下では、事例研究の前提条件として、環境省によるレジ袋削減の努力とその結果を、同省資料により瞥見する。次に、レジ袋削減理由を先覚者（舟木賢徳）の著作により検証し、レジ袋削減に注目を集める一因となった杉並区のレジ袋税の試みに触れる。それから本論の中心となる実態調査（インタビュー）記録を軸とする事例研究を行う。実態調査記録にも折に触れて感想等は述べる。最後に、本論全体の総括を行う。

勿論、一例だけの事例研究を基に本問題全体について結論を導出しようとしているわけではない。今後とも、機会に恵まれれば、他の県や事業体における追加の調査を積み重ねていきたいと考えている。

## I. レジ袋の削減

### 1. レジ袋削減運動について

本稿を執筆している2011年時点で、レジ袋の削減とその手段としての有料化は、国策として進められていると言えるであろう。環境省は、「特に、レジ袋等の無料配布される容器包装の排出削減を図る」として、「『マイバッグ持参運動』を啓発して」いる<sup>2)</sup>。また、全国の都道府県は、平成21年度調査（平成22年2月1日時点）で「全47都道府県がレジ袋削減に対して何らかの取り組みを行っている」<sup>3)</sup>状態である。前年20年度は38団体<sup>4)</sup>が行っていたので21年度から全都道府県が実施したと言える。22年度は無回答の団体があり回答したのは39団体で全てである。「平成23年2月1日現在、全39都道府県で何らかの方法でレジ袋削減の取組が実施されている」<sup>5)</sup>ので、レジ袋削減の取組は全都道府県でほぼ定着したと考えて間違いではないであろう。

## 2. レジ袋削減が主張される根拠

### (1) 舟木賢徳氏

レジ袋削減の初期の主張者は舟木賢徳氏であろう<sup>6)</sup>。彼はその著作<sup>7)</sup>において、「レジ袋の問題点」という項<sup>8)</sup>で4つの問題を挙げている。簡略化すると、第1. 散乱し易く、景観破壊、生物種に悪影響、他の問題がある。第2. ごみ処理上の問題がある（焼却時の高熱、埋め立て時の環境汚染）。第3. 自然還元されない。第4. レジ袋を（プラスチックから）紙に替えても問題は解決されない。これに加えて舟木が「レジ袋を使い捨てるの象徴と見る」<sup>9)</sup>ことも理由に挙げておくべきであろう。上の4つの理由はあまり整理が良くないが、彼の思いは伝わってくる。

「レジ袋を使い捨てるの象徴と見る」ことは上述の舟木の著書の冒頭に書いてあり、むしろこれがレジ袋削減を主張する根本的理由であるように思える。レジ袋が散乱し易く、自然還元され難いことが、レジ袋の大量使用を非難する理由としてまとめられるであろう。ダイオキシン対策として高熱焼却を行う炉が普及している今日、焼却時に高熱が出ることは、ごみとしての長所である。高温を維持するために助燃する必要を下げるからである。また、レジ袋を（プラスチックから）紙に替えても問題は解決されないとの主張は、「レジ袋を使い捨てるの象徴と見る」ことを補強しているといえる。

### (2) 杉並区レジ袋税

レジ袋削減の主張ないし考え方が人口に膾炙するようになった大きなきっかけは、東京都杉並区が試みたレジ袋税であろう<sup>10)</sup>。この税は、結局実際の賦課には至らなかった。この制度を検討した、杉並区レジ袋調査会議の座長を務めた中条潮教授は、この原因を政治的困難さに求めている<sup>11)</sup>。また、これに関する国の政策について「有料化を推進するための行政指導を行うというあいまいな結果にとどまっている」<sup>12)</sup>と批判している。

### (3) コープこうべ

生協では、かなり古くからレジ袋削減に取り組んでいるところがある。「コープこうべでは、1978年、資源の有効利用とゴミ削減のためにスタートした『買い物袋再利用活動』が発点です。その後、『買い物袋持参運動』へ広がり、1995年6月には、レジ袋をお渡しせず、必要な方には1枚5円を代金箱に入れていただく『マイバッグ運動』へと発展しました。さらに、マイバッグ持参を呼びかけるため、2007年6月からは、レジ袋代金をレジでお支払いいただく方法に変更しました。マイバッグをお忘れの方に、無料で袋を貸し出す『レンタル買い物袋』や、車での買い物に便利な『マイカゴ』など、さまざまなスタイルでマイバッグ運動をすすめています。」<sup>13)</sup>ということである。やや長い引用であるが、後述のように栃木県でも生協ならできるといだけの背景が存在するのである。

### 3. 事例研究対象

以上のような理由と経緯により、レジ袋の有料制は行政のあいまいな推進にも関わらず、いわば「流行り」になっている。筆者は、上述の杉並区レジ袋税の経緯を聞き<sup>14)</sup>、レジ袋税の導入は無理と思っていた。ここで研究対象とした事例は、税でなく、事業者の自主判断による有料化であった。そういう形での有料化も難しいと思っていたが、適当な事例は知られていなかった。2010年にレジ袋の有料制を凍結した事業者が、栃木県で複数あるとの情報に接し、その詳細を知るために本インタビューを行った次第である。

## Ⅱ. インタビュー

### 1. インタビュー日時、調査員

日 時：2011年5月28日（土）09：00～11：00

調査員：宇都宮共和大学シティライフ学部シティライフ学科 教授 和田佐英子

東洋大学 国際地域学部 国際観光学科 教授 和田 尚久（筆者）

このインタビューは、共同研究者、和田佐英子が前述の情報を和田尚久に伝え、和田尚久から調査対象企業担当部署に受け入れ方をお願いして実現したものである。

### 2. レジ袋無料配布の中止、開始まで

#### (1) 社内の検討等

調査対象企業（以下、同社）では、レジ袋無料配布の中止を行った場合、売り上げに影響が出ることは予想されていた。それで、連鎖的に影響がでないところで始めたいと考えた。宇都宮市内にも同社の店舗が多くあるが、レジ袋無料配布の中止は宇都宮市でなく、環境意識が高い自治体・地域でやろうと計画していた。

下野市か芳賀町の店舗が候補として挙げられていた。商圈の関係で、レジ袋無料配布の中止は自治体単位で行い得る。それで、1自治体（市町）に1店舗しかなく、その売上が減少しても、企業全体の売り上げには大きく響かない店舗を選んで実行に移そうと企画していたのである。成功の可能性が高く、売上減少という悪影響も少ないパイロットプランを目論んでいたのである。

しかし、宇都宮市からの強い要請（会議等での議論）があり、また栃木県の意向もあり、2010年2月1日からレジ袋無料配布の中止計画を立ち上げることとなった。親会社も積極的であった。それで、3月1日から準備を始め、4月からレジ袋無料配布の中止に踏み切った。

#### (2) 宇都宮市

宇都宮市では、ごみ収集の有料化は行っていない。有料化したレジ袋を、有料化されたご

み袋として使えば、レジ袋無料配布中止への市民の理解は格段に高まる。しかし、宇都宮市は、ごみの減量化が進んでいるから、ごみ袋の有料化はやらないというのである（筆者：政策の相乗効果・相互作用への理解が乏しいのは、行政一般の通弊である）。

自治体（市町村）における有料ごみ袋の有無はレジ袋の有料化にも関係してくる。これができなければレジ袋の有料化はできない。（筆者：ごみ有料制の導入は、レジ袋の有料化を行い易くする条件になり得る、と言った意味である。）栃木県では先頭を切るべき市がやっていない。

ただし、レジ袋をごみ袋として使えるようにすることと、レジ袋の削減を並行して行うことは、キャンペーンとして矛盾しているかもしれない。（筆者：レジ袋の削減だけを考えれば矛盾するとも言えるが、資源全体の節約という観点にたてば特に問題はないとも言える。政策目的が体系として示されないと、関連施策に混乱が生じる可能性を示していると考えられる。）

### （3）他の中規模スーパー（競争相手）

同社の競争相手となる他のスーパー・チェーンは、「他がやればやる」あるいは、各々の企業や店舗が競争相手と見なしている所がやればやる、という態度であった。他のスーパー・チェーンの参加が得られないまま、レジ袋無料配布の中止に踏み切った。

栃木県内の比較的大規模な小売店として、大手が2社営業している。こちらは商品の価格帯が10～20%高めである。大手の中には、直接に小売業を営むところから抜け出て、店舗を入れる建物等や入居企業の管理が中心的業務になっているところもあるかもしれない。（筆者：スーパーというよりもショッピング・センターというべき業態であろう。）大手では、レジ袋の有料化は他がやらなければやらないというスタンスのようである。それでも、環境活動をやっているという姿勢は示さなければならないのであろう。

中堅企業では、10社程が店舗展開している。レジ袋無料配布の中止は、中堅スーパーが核になる。やりたくない会社は、他が入らなければ嫌だと言う。

### （4）スーパーの商圈

スーパー1店舗の商圈の広さは、自治体単体程度である。生鮮食品は地元で買いたい人が多く、近場で買う。首都圏のスーパーで500メートルくらい。この辺りでは、通常で3キロ程度（マチ幅1.5～2キロ）近場の主婦は、自治体の中での買い物が中心である。

（筆者：この部分は、筆者の質問に対する回答である。筆者は、地方圏とくに栃木では、自動車で買い物に行き商圈はもっと広いと考えていた。筆者の想定よりかなり商圈は狭いという答えを得たことになる。）

### 3. レジ袋無料配布の中止、実行と凍結

#### (1) 売り上げ減少

レジ袋無料配布を中止したら、開始した4月1日からいきなり売り上げが減った。勿論、3月の準備期間中に対策は練っていた。レジ袋無料配布の中止の予告等をしていたが、3月の売り上げは維持できた。(筆者：中止の予告では、売上は減らなかったわけである。当然とも言えるが、広報活動の浸透度を考える時の参考になる。)

4月に入ると、全社計前年同月比の売り上げが7～8%減った。5月になっても売り上げ減は同じである。それで、2010年6月20日から、レジ袋無料配布中止は全面凍結とした。廃止とは言わないが、現時点で復帰の予定はない。

生協ではレジ袋無料配布の中止に積極的に取り組んでいる。それは生協の顧客が組合員だからで、組合員はレジ袋削減に協力的である。しかし、企業は市場が相手だから、一般的な理解を得るのは難しい。

#### (2) レジ袋の価格

関連会社では、レジ袋辞退者には2円引きとして、カードに入れる形でポイント制にしている。レジ袋の販売額は3円である。茨城県と栃木県に店舗展開するA社は5円である。同社では、レジ袋辞退者にはキャッシュバック2円であった。

同社では、レジ袋は大中小とあったが、有料制にした時は、大袋5円、小袋3円という価格設定にした。レジ袋の原価はリサイクル費用を含めて5円前後である。生鮮トレーもこの原価に入っている。

#### (3) 売り上げ減少対策

4月に有料制にしてから、売り上げ減少対策として、5月からキャッシュバックを5円とした。売り上げ落ち込みの前では、キャッシュバックの5円云々は問題ではなかった。有料制はいくらで導入しても良かったが、1～2円では辞退率が上がらない。その額ならあまり支出に抵抗がなく、出しても良いという額だからである。(筆者：これは一般ごみ有料化でも同じ傾向がある。)

レジ袋削減に協力して売り上げが7%減少するのでは、企業の命取りになる。それでチラシ(広告)に力を入れ、価格も引き下げた。売り上げは1～2%回復したが、費用も増えた。

#### (4) 客の反応

レジ袋無料配布の中止は、3月にかなり入念に告知したのだが、浸透しておらず、レジで客とのトラブルが多く発生した。「(無料の)レジ袋が無いのなら」と、買い物をそのまま置いていった人も出た。電話による抗議等も沢山来た。客が怒り、市内の店舗は極端に売り上げが減った。

当初、10日間位は売り上げが減ると思っていた。しかし、それでは済まず月ベースで(4月)7～8%売り上げが減った。

売り上げのテコ入れのため、より充実させたチラシの配布、価格引き下げ、段ボール箱の提供等を行った。茨城県のA社では段ボール箱の使用拡大が生じたそうである。これがごみ減量になるのかは疑問である。

同社でも、段ボール箱を、買い物を入れるのに使うために、客に提供している。段ボール箱には同社の名を示したシールが貼ってある。客が買い物を入れるのに使用した段ボール箱をその辺に捨てると、同社に抗議が来るということも起こった。

#### (5) 凍結

5月の売り上げは、先に述べた対策を打っても回復しなかった。6月に入っても同様である。

スーパーの経常利益は、中堅の優良と言われるところで売上高比2%程度（以下、同じ）である。粗利は、25～26%程度になる。中堅の優良と言われるところの年間売り上げは200～300億円である。月に5千万～6千万円のコストは、年間だと6～7億円となり、経常益が吹き飛んでしまう。年間利益が何億も消滅するような措置を継続するのは無理である。

新店舗を開設する時は、当然赤字でのスタートとなる。これを7～8年かけて黒字化していく。これを考えれば、1～2店舗なら売り上げが減少することが分っているレジ袋の無料制廃止もできる。しかし、全店舗で売り上げが落ち込むということは、経営的に耐えられないのである。

2010年6月半ばで有料制凍結を行うこととし、その旨各方面に通告を行い、関係自治体を説明等のため回った。これは凍結であって取りやめではない。再開の条件は、自治体単位で同じような全ての店舗でレジ袋の有料化を行うことである。他のスーパーはこういった措置に後ろ向きであり、自治体もそうであった。

6月20日に有料制凍結を行い、レジ袋の配布方法を元に戻したが、売り上げはすぐには戻らなかった。それでもゆっくりと回復し、11～12月になってやっと元に戻った。売り上げ減少は1日で起きたが、回復には半年かかったわけである。

#### (6) 他社

宇都宮市内に小規模な小売店は沢山ある。中町地区は完全有料制である。大田原市や塩原に店舗を展開するB社では、レジ袋は必要な人にそれを聞くことになっている。茨城県や栃木県に店舗を展開するA社（前出）では、両方でレジ袋無料配布の中止を行っているが、売り上げが減少している。

スーパーは、ドラッグ・ストアやホーム・センターとは業態が違う。他のスーパーC社は、D社やドラッグ・ストアE社を引き合いに出して参加を渋った。ドラッグ・ストアやホーム・センターは、レジ袋を従来通り配布しているからである。（筆者：レジ袋無料配布の中止は、同業他社が足並みを揃えないと、先行したスーパーの売り上げが減る。同業他社の[一部]は、隣接する業界の不参加を理由にこれに参加しない。こういう図式が見てとれる。）

どこもやるか、どこもやらないなら、スーパー相互の営業条件は一緒である。やるなら、ある範囲では一斉にやらなければもたない。市町村単位で推進することが可能だった茨城で、レジ袋有料化が進んだ理由である。レジ袋有料化の実現には、自治体の本気度が問われると考える。(筆者：レジ袋税導入を行えば、実行上の問題は解消するが、税の導入には自治体としては、とても踏み切れないということである。)

#### 4. レジ袋辞退率

##### (1) レジ袋辞退率の変化

同社における有料化前のレジ袋辞退率は17%であった。元々、辞退者にはスタンプ制で5円引きとしていた。キャッシュバックと同率のインセンティブを提供していた。無料配布を中止したら、辞退率は68%に上がった。但し、この辞退率には段ボール箱による代替分10～20%ポイントも含まれている。(筆者：栃木県では、レジ袋辞退率の目標を80%としていた<sup>15)</sup>。無料配布を中止しても、同社ではこの目標に届かなかったわけである。)

6月20日に凍結した後は、辞退率は20～30%ポイント下がった。(筆者：レジ袋無料配布の中止を凍結しても、レジ袋辞退率は20%ポイント上がったわけである。有料化の広報効果の大きさを示すものと言える。) 年末からこの1～3月では37%である。辞退者にはキャッシュバックをインセンティブとしており、やはり5円である。レジ袋消費の絶対量はもちろん減っている。同社の全店舗で1月130万枚出していたものが、50万枚程減少している。37% (以上) のレジ袋辞退率1年位続いているが、高い授業料だった。この成果を踏まえて、今後、辞退者へのインセンティブをどうつけるかという問題は残る。

##### (2) レジ袋の原価 (単価)

この頃、レジ袋の単価が下がっている。メーカーも、強度を下げずに薄くしている(価格は材料の使用量の影響が大きい)。レジ袋のコストは3円50銭から4円程度に下がり、今までより負担が減ってきた。当初、レジ袋のコストが5円でインセンティブが5円で同じ水準だった。レジ袋のコスト低下を客がどう考えるか気になるところである。

##### (3) インセンティブ

レジ袋辞退者へのインセンティブは外せない。コストの問題ではなく、周りの店との兼ね合いによる売り上げへの影響が大切である。最初は辞退2円引きで、3円のキャッシュバックを加えて、合計5円のインセンティブであった。E社では3円をインセンティブとしている。福島は無料配布を中止している。

#### 5. マイバッグ・キャンペーン

##### (1) マイバッグ・マイバスケットの無料配布

レジ袋辞退キャンペーンと併せて、マイバッグ・マイバスケットの無料配布を行うことが多い。店舗の中では多いところでは、3千～4千配布している。企業としては持ち出しであ

る。新店舗を開くとき、マイバッグ・マイバスケットを各々3千個ずつも無料配布する。種類も色々揃える。1つの製造原価は270円程度となる。

## (2) マイバッグの使用率

こんなに費用を費やしてマイバッグ・マイバスケットの配布を行っても、マイバッグの使用率は低く、関連団体もあまり使用しない。民間事業者だけがマイバッグ・マイバスケットの無料配布を行っているわけではない。例えば、那須地域の3市では、全戸にマイバッグを配布したが、そのマイバッグを持って買い物する人は殆ど見ない。

マイバッグ・キャンペーンの効果、レジ袋辞退キャンペーンの有効性に疑いをもたざるを得ない。

## (3) レジ袋の使いまわしはどう思うか（筆者の質問）

中古レジ袋の回収配布は、衛生問題がある。特に生鮮食品はそうである。（筆者：客の側が勝手に使い回しするのは止められないであろうが、衛生上の配慮から小売業者として推進するわけにはいかないということである。）

# Ⅲ. まとめ

## 1. 栃木県

栃木県は、平成22年度において「協定締結方式による全県的なレジ袋有料化実施」<sup>16)</sup>を行うとした14県の一つである。（同年、それ以外の方法で取り組みを行っている道府県は25ある<sup>17)</sup>。）栃木県は、「事業者、消費者 団体、市町、県の4者協定で『レジ袋無料配布の中止』を推進」することとし、「平成21年12月に第1回目の協定を締結。平成22年2月1日から協定締結事業者において順次レジ袋無料配布を中止。（一方で、売上げ減等の理由から一時中断する事業者が出てきている。）」<sup>18)</sup>した。環境省の資料（注16等）によれば、協定締結や協議会設置も相当の進展を示している。しかし、実際に「レジ袋有料化」に踏み切った事業者（の一つ）が漏らしている感想は、本論に示した通りであり、必ずしも順調ではない。

## 2. 本事例

本事例研究によって得られた知見の第1は、レジ袋の有料制に関わるスーパーの商圈が、筆者が考えていたものよりかなり狭いことがある。人口が密集する大都市圏はともかくとして、地方圏であれば市町村単位で合意が取れば、レジ袋の有料制導入は可能ということであった。筆者は、レジ袋の有料制は全国一斉であればできるが、地域毎であれば必ず境界線近くの小売店は反対するものと思っていた。そうでもないという事が分ったのは大きな収穫であった。

知見の第2は、第1のものとも重なる部分があるが、小売店の業態別に導入可能かもしれ



ないことが分ったことである。筆者は、一定地域内全ての小売業がレジ袋の有料制導入を行うことを想定していたが、スーパーという、小売店の中でも一定の分野での導入が可能であるとの感触を得た。

第3のものは、県あるいは市町村のリーダーシップである。インタビューにおいて、県あるいは市町村のリーダーシップ不足がかなり強調された。レジ袋問題に限らないが、今日、国・地方を通じて公債に大きく依存しており財政制約が大きい。それゆえ特に地方行政は行政と民間の「協働」に頼る部分が増えてくると思われる。余りに強制しては協力が得られず、栃木のように行政が主導権を取ろうとしないと足並みが揃わない。民間の主体的行動を行政がどう応援していくかが政策目的実現の成否を分ける。この面からも興味深い知見が得られたように思う。

筆者は、レジ袋の削減政策を全面的に支持しているわけではない。カロリー量の高いレジ袋の使用と焼却処理は、石油等燃料の追加投入の必要を小さくする。散乱への批判には同意するが、個計化・個食化する現在のライフスタイルにはレジ袋が合っているとも思うからである。

ある政策を推進する時、実用の範囲で最も効率的な（政策）手段を吟味する場合、レジ袋の削減は大変興味深い知見を与えてくれる。

### 3. 追加調査

筆者が見聞した範囲内では、静岡県と大分県において大型小売店舗にてはレジ袋の有料制が行われていた（体系的調査は行っていない）。今回のインタビューにおいても、栃木県ではレジ袋の有料制が住民に理解され難く、茨城県では一定の理解が得られたようである。

一例だけの事例研究によりレジ袋削減政策を評価するわけにはいかない。今後とも、機会に恵まれれば、追加の調査を積み重ねていきたいと考えている。

#### 【注】

- 1) 下野新聞 2011年6月27日1面トップ「削減進まぬレジ袋 有料化1年目標に届かず 県と協定68店舗」より。なお、同記事では、レジ袋を購入しなかった人の割合は、「10年6月には78.0%に達した。しかし同月以降、一部事業者（4事業者、31店舗）が売り上げ減少などを理由に有料化を一時中断」と報じている。
- 2) [http://www.env.go.jp/recycle/yoki/b\\_6\\_mybag/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/yoki/b_6_mybag/index.html) 2011.8.26 アクセス 環境省ホームページ：3 R 容器包装リサイクル法 「B6 あなたにあって欲しいマイバッグ環境大臣賞」より
- 3) [http://www.env.go.jp/recycle/yoki/c\\_1\\_questionnaire/questionnaire\\_b\\_2\\_1.html](http://www.env.go.jp/recycle/yoki/c_1_questionnaire/questionnaire_b_2_1.html) 2011. 8.26 アクセス 環境省ホームページ：C1 レジ袋に関わる調査（平成21年度）「都道府県の取り

組み詳細」より

- 4) [http://www.env.go.jp/recycle/yoki/c\\_1\\_questionnaire/questionnaire\\_02.html](http://www.env.go.jp/recycle/yoki/c_1_questionnaire/questionnaire_02.html) 2011. 8.26 アクセス 環境省ホームページ：C 1 レジ袋に関わる調査（平成 20 年度）「調査結果の詳細」より
- 5) [http://www.env.go.jp/recycle/yoki/c\\_1\\_questionnaire/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/yoki/c_1_questionnaire/index.html) 2011. 8.26 アクセス 環境省ホームページ：C 1 レジ袋に関わる調査（平成 22 年度）「取り組み状況の要約」より
- 6) 筆者は彼がレジ袋削減の体系的主張を行った最初の一人と考えている。実践はもっと早い例がある（注 13. 参照）。
- 7) 舟木賢徳（2007）『「レジ袋」の環境経済政策 ヨーロッパや韓国、日本のレジ袋削減の試み』リサイクル文化社
- 8) 舟木（2007）p.p.15—17
- 9) 舟木（2007）p. 1
- 10) レジ袋に掛けられる税であるからレジ袋税であるが、正式には「買物等の際に譲渡されるレジ袋」に課される「すぎなみ環境目的税」である。（すぎなみ環境目的税条例 第一条）
- 11) 中村彰宏・中条潮・塩谷さやか（2006）「買物用レジ袋の有償規制制度のありかた」『公益事業研究』第 58 巻第 2 号 公益事業学会 p.p.13—21
- 12) 中村彰宏・中条潮・塩谷さやか（2006）p. 14
- 13) <http://eco.coop-kobe.net/mybag/> 2011. 8.31 アクセス コープこうべホームページ：コープこうべの環境活動「マイバッグ運動」
- 14) 公益事業学会 2004 年度大会総合セッション、中条潮教授のパネルディスカッション。  
記録は、安部誠治・中条潮他「パネル討論 公益事業のニューステージ：構造改革、地球環境、NPO の階梯」（2004）『公益事業研究』第 56 巻第 2 号 公益事業学会 p.p.85—96
- 15) 注 1 と同じ。
- 16) [http://www.env.go.jp/recycle/yoki/c\\_1\\_questionnaire/questionnaire\\_22\\_b\\_4\\_1\\_1.html](http://www.env.go.jp/recycle/yoki/c_1_questionnaire/questionnaire_22_b_4_1_1.html)  
2011. 9. 1 アクセス 環境省ホームページ：C 1 レジ袋に関わる調査（平成 22 年度）4. 1. 「(1) 『協定締結方式による全県的なレジ袋有料化実施』自治体の取組概要」より
- 17) 注 16（2）
- 18) 注 16 のうち「栃木県」の表より。

## **Freeze of cash register bag charge system: A case study of a regional supermarket chain**

WADA, Naohisa

This paper aims to show a case of cash register bag charge system freeze in Tochigi Prefecture. At first this paper explains the existing situation of cash register bag reduction, the cash register bag reduction reasons and others. Then it shows an interview with a company of a regional supermarket chain as a case.

On cash register bag reduction policy, I got some interesting findings from this interview, such as the commercial range of a supermarket store and municipal (and prefectural) initiatives of this area. Rainbows in the future, I want to be piled additional researches.